

## 第 22 回議会のあり方等検討特別委員会における決定事項

平成 22 年 3 月 30 日に開催されました第 22 回議会のあり方等検討特別委員会で決定された事項は下記のとおりです。

### 記

- 1 第 21 回議会のあり方等検討特別委員会議事概要の確認
- 2 第 22 回議会のあり方等検討特別委員会で決定された事項
  - (1) 議会基本条例原案第 4 条（議会運営の原則）について  
第 4 条第 1 項の条文末尾「果たさなければならない。」を「努めなければならない。」に改め訂正案を原案とする。
  - (2) 第 8 条（市民の議会への参画）  
第 8 条見出し（市民の議会への参画）を（市民の参画）に改め、第 9 条（広報公聴機能の充実）と統合して新しく第 8 条とし、訂正案を原案とする。
  - (3) 第 11 条（法第 96 条第 2 項の議決事件）  
第 11 条のみだし（法第 96 条第 2 項の議決事件）を（議会の議決事件）に改め、訂正案を原案とする。
  - (4) 第 14 条（反問権）について  
条例の見出しを（議会及び議員と市長等の関係）に改め、第 1 項で、本会議における議員と市長等との質疑応答は、論点及び争点を明らかにすることを記載、第 2 項で、議長及び委員長の許可を得て市長等は議員に反問することができる  
と改め、この条文を第 10 条とする。また、原案の第 10 条から第 13 条までを 1 条ずつ繰り下げ、訂正案を原案とする。
  - (5) この内容を原案とする。
  - (6) 次回開催日を 4 月 16 日 10 時からとする。